

(参考) 「特定個人情報保護評価の実施手順」の活用方法について

特定個人情報保護評価（以下「保護評価」という。）を実施する際には、以下の各段階で本資料を活用してください。

(1) 保護評価を実施する前：保護評価の事務フローを把握

本資料5ページで、実施手順の全体像及び各部署の役割を把握した後、一読し保護評価の事務フローを把握してください。

(2) 保護評価を実施する段階：本資料を基に、法令・ガイドライン等を参照

特定個人情報保護評価指針等の記載順は、保護評価の事務フローに沿っているとは限らないため、保護評価を実施する際には、各ページの下部に記載されている関連箇所を参考にしながら、特定個人情報保護評価指針の解説¹等を参照してください。

また、特定個人情報保護評価書（以下「評価書」という。）の作成に当たっては、評価書の記載要領や、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン²（本資料の14ページ～23ページに主な参照箇所を記載しています。）を参照しながら、十分なリスク対策が実施されているかを検討・確認してください。

保護評価の実施主体と実施時期

以下に該当する者が特定個人情報ファイルを保有しようとする場合、保有前（当該事務でシステムを使用する場合は、プログラミング開始前）に評価書を作成し、個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）へ提出の上、公表することが、番号法等により原則として義務付けられています！

保護評価の実施主体

- ① 国の行政機関の長
- ② 地方公共団体の長その他の機関
- ③ 独立行政法人等
- ④ 地方独立行政法人
- ⑤ 地方公共団体情報システム機構
- ⑥ 情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携を行う事業者（健康保険組合等）

各ページに、指針等の関連箇所をお示しします。指針や指針の解説等も併せて参照しながら保護評価を実施してください。

◆ 参照：指針「第1 特定個人情報保護評価の意義」、「第2 定義」、「第3 特定個人情報保護評価の実施主体」、「第6 特定個人情報保護評価の実施時期」

4. (1) ①基礎項目評価書

マイナンバーガイドラインの参照箇所

基礎項目評価書の項目	マイナンバーガイドラインの主な参照箇所
1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	前掲事項 第4-3-3(4) 収集・保管制限 第4-3-3(5) 本人確認
2. 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークシステムを通じた入手も除く)	(該当) 特定個人情報に関する安全管理措置 E 物理的安全管理措置 F 技術的安全管理措置 前掲事項 第4-1-1(1) 個人番号の利用制限 第4-1-1(2) 特定個人情報ファイルの作成の制限
IV リスク対策	前掲事項 E 物理的安全管理措置 C 電子保存等の取扱いにおける脆弱性の防止 F 技術的安全管理措置 S アウテントシカ
3. 特定個人情報の使用	目的を超えた提供、事務に必要なのみ、情報との提供が行われるリスクへの対策 C 信頼的安全管理措置 D 取扱い安全管理措置 F 技術的安全管理措置 S アウテントシカ
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託先における不正な使用等のリスクへの対策 第4-2-1(1) 委託の取扱い 前掲事項
5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供も除く)	不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 C 信頼的安全管理措置 E 物理的安全管理措置 F 技術的安全管理措置

※ マイナンバーガイドラインについては、各府省庁が関係する事務の実現状況等を踏まえて、本資料に記載の「関連箇所」を参照してください。
※ 情報連携を行う事業者については、こちらを参考にマイナンバーガイドライン（事業者編）の対応する項目を参照してください。

(3) 評価書の公表後：(1)・(2)を繰り返し行い、継続的に見直しを検討

評価書の公表後も継続的にリスク対策等を見直しを行うことが求められているため、1年ごとの見直しや保護評価の再実施を行う際等にも、本資料を活用してください。

以上

¹ <https://www.ppc.go.jp/legal/assessment/> に掲載しています。

² <https://www.ppc.go.jp/legal/policy/> に掲載しています。